第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1　本章の位置付け

子ども・子育て支援法第 61 条第１項の規定により、区市町村は国が示す「基本指針」に即して、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」を定めるものとされました。足立区では、当該提供体制の確保等に関する事項を定める計画として、平成 27 年３月に「足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、国が平成 31 年４月 23 日に示した「第２期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を受けて、令和２年度から６年度の量の見込み(どのくらい需要があるのか)と確保方策（いつどの程度供給するのか）を示します。

2　区域の設定

（１）区域設定の基本的な考え方

子ども・子育て支援法は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、提供区域）を設定することと定めています。

幼児期における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の方策」の設定及び各事業の需給調整の判断は、提供区域ごとに行います。このため、提供区域を設定するにあたっては、各事業の利用実態と概ね一致していることに加えて、統計の精確性を担保するため一定の人口規模を擁することが必要です。

上記を踏まえ、本計画では、保育施設の利用実態を基本として、居住している提供区域内の施設を利用する割合が概ね９割以上となること及び、各提供区域の就学前人口が少なくとも 1,000 人以上となるよう留意し、基本となる【６区域】を設定しました。その上で、広域利用の実態を考慮しながら、各事業について【１区域】または【６区域】のいずれか適切な区域を選択しました。

２　区域の設定

平成31年4月1日現在

■　足立区における提供区域（６区域）

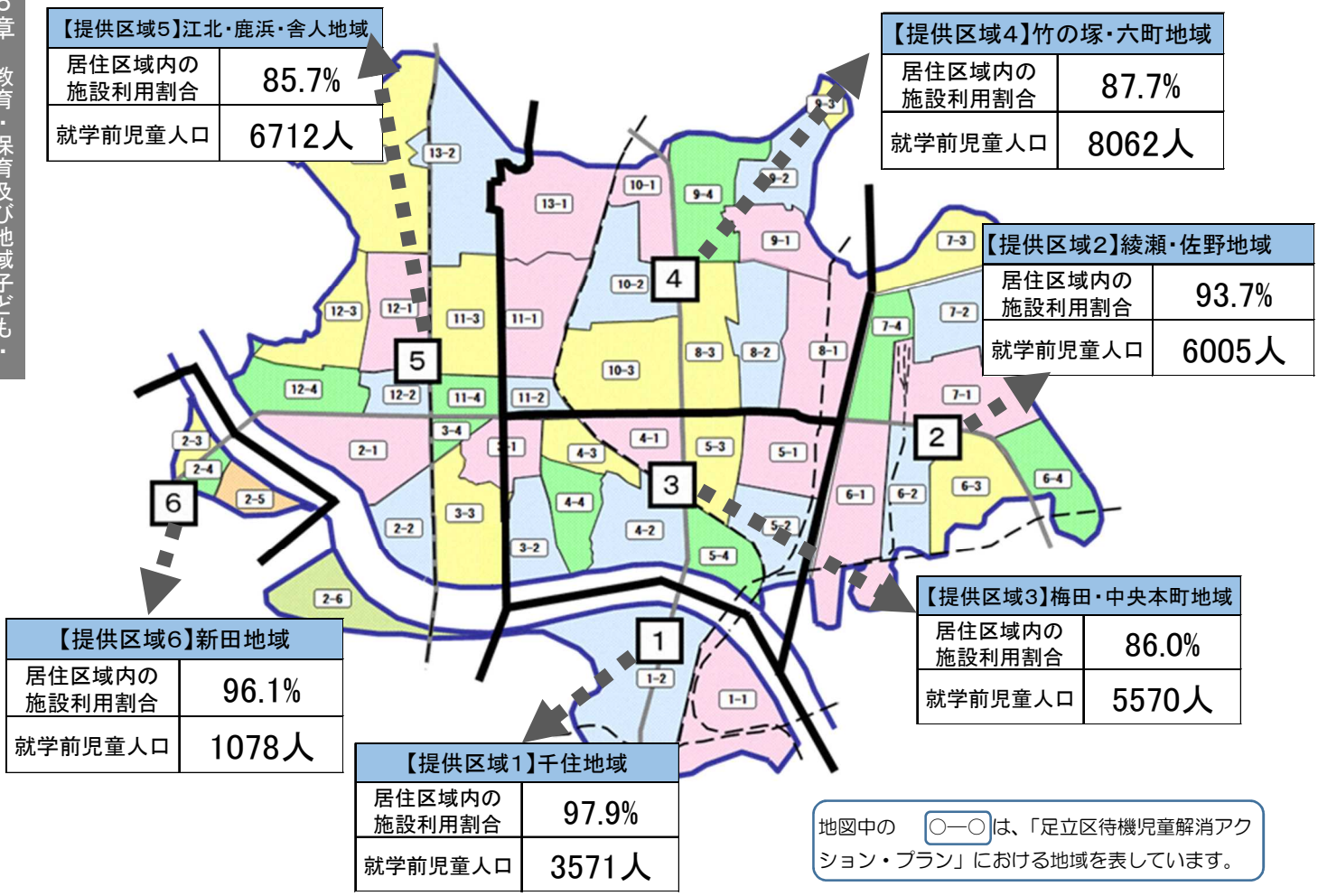

（２）「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の体系と区域設定

ア　教育・保育の体系と区域設定

教育（幼稚園、認定こども園）については、園バスによる広域利用が多い実態を考慮し、【１区域（区全域）】で需要を把握し、整備計画を策定します。

一方、保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育））については、【６区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

施設・事業名	該当ﾍﾟｰｼﾞ	提供区域
１　教育（幼稚園、認定こども園）	P91～92	１区域
２　保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育））	P92～103	６区域

イ　地域子ども・子育て支援事業の体系と区域設定

地域子ども・子育て支援事業については、広域利用を前提としているなど、事業の特性が区域割りの考え方に馴染まないため、区全域で実施しているものについては【１区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。それ以外は【６区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

なお、「４-1【幼稚園在園児】一時預かり等の利用」は、「教育」と合わせて【１区域】とします。

また、地域子ども・子育て支援事業とは、以下の 13 の事業のことを言います。

施設・事業名	該当ﾍﾟｰｼﾞ	提供区域
（１）　放課後児童健全育成事業（学童保育室）	P104～113	**６区域**
（２）　子育てサロン事業	P114～120	**６区域**
（３）　平日の定期的な延長保育事業（18 時 30 分以降）	P121～127	**６区域**
（４－１）　【幼稚園在園児】一時預かり等の利用	P128	**１区域**
（４－２）　【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	P129～130	**１区域**
（５）　こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	P130	**１区域**
（６）　ファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎支援事業（小学生）	P131	**１区域**
（７）　病気の際の対応	P132	**１区域**
（８）　養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	P133～134	**１区域**
（９）　乳児家庭全戸訪問事業	P134	**１区域**
(10)　妊婦に対して健康診査を実施する事業	P135	**１区域**
(11)　利用者支援に関する事業	P135～136	**１区域**
(12)　実費徴収に係る補足給付を行う事業	P136	**１区域**
(13)　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	P137	**１区域**

教育・保育施設の概要

◆幼稚園

幼児期における教育を行う、学校教育法に基づく学校です。

・ 対象年齢：満３歳～就学前
・ 開 所 日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります）
（夏･冬･春休みがあります）

◆認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園のように教育を行う「短時間利用」と、保育サービスも併せて提供する「長時間利用」の２つがあります。

・ 対象年齢：０歳～就学前
・ 開 所 日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります）

◆認可保育所

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんをお預かりします。保育士の数や施設の設備など一定の基準を満たし、児童福祉法に基づき、都道府県知事に認可を受けた施設で、子どもの成長や発達過程を踏まえた養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。

・ 対象年齢：０歳～就学前
・ 開 所 日：月～土曜日

◆小規模保育

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを小集団の中でお預かりする施設です。以下の３類型に分けられます。

Ａ型	従事者に占める保育士の割合が 10 割の施設
Ｂ型	従事者に占める保育士の割合が６割以上の施設。保育士以外は、保育従事者（保育士その他保育に従事する職員として市区町村長が行う研修を終了した者）による保育
Ｃ型	複数の家庭的保育者（市区町村長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者）によるグループ保育

・ 対象年齢：０歳～２歳児
・ 開 所 日：月～土曜日
・ 開所時間：７時３０分から１８時３０分

◆家庭的保育（保育ママ）

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを家庭的保育者（市区町村長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者）の自宅等でお預かりします。

・ 対象年齢：０歳～２歳児
・ 開 所 日：月～土曜日（土曜日保育は家庭的保育者により異なります。）
・ 開所時間：家庭的保育者により異なります。

◆居宅訪問型保育

主に０歳～２歳児の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で１対１の保育を行います。

◆事業所内保育

主に０歳～２歳児の乳児・幼児を対象とし、事業所が設置する施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

教育･保育の推進

◆幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の移行への支援について、引き続き、私立幼稚園等の意向を確認しながら、認定こども園の制度内容や情報提供を行い、移行に向けた説明、相談を実施していきます。

◆幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方

０歳～２歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）については、認可保育所等との連携により、保育の支援体制の充実を図っていきます。また、連携施設の設置の他、一般の申込受付に先行して行う利用調整により、卒園となる３歳児以降の預け先へ円滑につなげていきます。

さらに、「あだち幼保小接続期カリキュラム」の実践をはじめとした幼保小連携活動を充実させ、就学前の子どもたちの学びの基礎力を育み、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

◆子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付を保護者が円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、今後も給付方法の検討を行っていきます。また、特定子ども・子育て支援施設等への法に基づく事務の執行や権限の行使については、立ち入り調査への同行等、引き続き都道府県との連携を適切に行っていきます。

３　「量の見込み」と「確保の方策」の算出

（１）量の見込みの算出

ア　量の見込み算出にあたっての基本的な考え方

内閣府が定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」）」に基づき、区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて、各施設・事業ごとに量の見込みを算出しました。量の見込みは、前述の施設・事業ごとに設定した提供区域に基づき、区域単位で算出しました。

【ニーズ調査の概要】

●調査時期

平成 31 年１月 31 日～平成 31 年２月 20 日

●調査対象及び回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童（０～５歳児）の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	6,750	3,110	46.1%
小学生児童（１～６年生）の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	3,200	1,485	46.4%
合　計	9,950	4,595	46.2%

イ　量の見込みの算出方法（例：保育（保育所を希望）の量の見込み）

「量の見込み」　＝　「家庭類型別児童数※1」×「利用意向率※2」

※1　ニーズ調査結果から、対象となる子どもを父母の有無、父母の就労状況から家庭類型ごとに分類し、その分類した家庭類型別の児童数のこと。算出式は、次のとおり。

「推計児童数(R2～６年度)」×「ニーズ調査による家庭類型(ひとり親家庭、共働き世帯など)の割合」

※2　ニーズ調査で、保育を利用したいと回答した世帯の割合

（２）確保の方策の算出

全ての施設・事業について、上記のとおり算出した「量の見込み」に対して、令和６年度までにその需要量を確保できる方策を算出しました。

（３）障がい児福祉計画との調和

現在、区では第２期障がい児福祉計画の策定をしており、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備については、この中で検討していくため、その結果を鑑み、必要に応じて確保方策の見直しを検討します。

４　「教育・保育」の量の見込みと確保方策

（１）「教育」の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号※認定	2号認定（教育を希望）※	1号認定	2号認定（教育を希望）	1号認定	2号認定（教育を希望）	1号認定	2号認定（教育を希望）	1号認定	2号認定（教育を希望）
量の見込み（A）		5,542	2,005	5,408	1,963	5,265	1,908	5,121	1,859	4,979	1,807
確保方策											
特定教育・保育施設※	幼稚園	809	0	809	0	809	0	809	0	809	0
	認定こども園（区立）	131	0	131	0	131	0	81	0	81	0
	認定こども園（私立）	514	242	514	242	514	242	564	242	564	242
確認を受けない幼稚園※		7,417	0	7,417	0	7,417	0	7,417	0	7,417	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713
確保方策合計（B）		8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955
過不足（C）＝（B）－（A）		3,329	▲50	3,463	▲8	3,606	47	3,750	96	3,892	148

※　１号：幼稚園教育（幼児期における教育）を希望する３～５歳のうち、保育の必要がない者

※　２号（教育を希望）：保育を必要とする３～５歳（２号）のうち、幼稚園教育の利用意向がある者

➡子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設を利用する場合、区市町村から認定を受ける必要があります。

※　特定教育・保育施設の内訳には、施設型給付費の対象外となる区立認定こども園を含みます。

※　確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行しない私学助成園のこと

■表の見方

単位：人

		令和2年度		令和3年度	
		1号認定	2号認定（教育を希望）	1号認定	2号認定（教育を希望）
量の見込み（A）		5,542	2,005	5,408	1,963
確保方策					
特定教育・保育施設	幼稚園	809	0	809	0
	認定こども園（区立）	131	0	131	0
	認定こども園（私立）	514	242	514	242
確認を受けない幼稚園		7,417	0	7,417	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		0	1,713	0	1,713
確保方策合計（B）		8,871	1,955	8,871	1,955
過不足（C）＝（B）－（A）		3,329	▲ 50	3,463	▲ 8

確保方策合計（8,871 人）
－　量の見込み（5,542 人）
＝過不足 3,329 人

○私立幼稚園は、各園の判断により「子ども・子育て支援新制度」に移行した園と移行しない園に分かれます。平成 31 年４月１日現在の移行状況を参照し、以下①②により、確保方策を算出しました。

○「１号認定」については、既に「量の見込み」に対して、十分な供給量が「確保」されています。一方「２号認定（教育を希望）」については、令和２年度～３年度は供給量が「不足」しますが、令和４年度以降は「確保」される見込みです。

○保育を含めた「２号認定」全体では、全ての年度で量の見込みに対して、供給量が「確保」されています。

①　新制度に移行した園（特定教育・保育施設）

- 私立幼稚園【９園】
- 認定こども園（公立）【３園】
- 認定こども園（私立）【４園】

⇒利用定員※（認定こども園は短時間利用児の利用定員）に基づき、確保方策を算出しています。

※　認可定員の範囲内で、実績をもとに設定する定員（園の補助金単価区分に反映）

②　新制度に移行しない園（私学助成園）

- 私立幼稚園【38 園】

⇒平成 31 年４月現在の認可定員※に基づき、確保方策を算出しています。

※　施設･設備･職員配置の基準を規定した幼稚園設置基準等に基づく認可を受けた定員

（２）「保育」の量の見込みと確保方策

ア　保育における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

（ア）提供区域は６区域とし、ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに区域ごとの量の見込みを算出しました。令和２年度～6 年度を通して、いずれの区域においても量の見込みに対して十分な保育定員が確保される見込みです。

（イ）今後の保育ニーズには以下のような不確定要素の影響が想定されるため、令和２年度以降も十分な保育定員が確保できるよう動向を注視していきます。

○令和２年度以降は、幼児教育・保育の無償化や、２０２０年東京大会後の社会変動の影響等により、短期・中期的（５年以内）に保育定員を上回る保育ニーズが発生する可能性があること。

○今後、大規模マンション開発が予想される、千住地域、綾瀬地域などでは低年齢児の保育ニーズが急激に増加する可能性があること。

（ウ）第１期子ども・子育て支援事業計画では、地域ごとの保育ニーズを詳細に分析し、短期の実行計画である「足立区待機児童解消アクション・プラン」を毎年度改定することで具体的な保育施設整備計画を策定･実行してきました。本計画においても同等の実行計画を策定し、保育供給量を適切に管理していきます。

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

（ア）平成 31 年４月保育需要数（実績）

２号（３～５歳）	３号（１・２歳）	３号（０歳）
7,343 人	5,335 人	1,176 人

（イ）令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
量の見込み（A）				7,626	5,504	1,087	7,445	5,349	1,055	7,236	5,192	1,040	7,037	5,084	1,019	6,839	5,005	1,003
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設※	認可保育所	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024
			認定こども園（区立）	186	84	0	186	84	0	186	84	0	121	51	0	121	51	0
			認定こども園（私立）	0	21	0	0	21	0	0	21	0	65	54	0	65	54	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	389	99	0	389	99	0	389	99	0	389	99	0	389	99
			小規模保育A型	0	253	89	0	266	95	0	266	95	0	266	95	0	266	95
			小規模保育B型	0	108	49	0	108	49	0	108	49	0	108	49	0	108	49
			小規模保育C型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			居宅訪問型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			事業所内保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	認証保育所	174	709	273	174	709	273	174	709	273	174	709	273	174	709	273
			公設民営認可外	71	56	6	71	56	6	71	56	6	71	56	6	71	56	6
	確保方策合計（B）			9,095	6,056	1,540	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546
	過不足（C）＝（B）－（A）			1,469	552	453	1,650	720	491	1,859	877	506	2,058	985	527	2,256	1,064	543

※　区全域の量の見込みは、各提供区域の積み上げとなりますが、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※　特定教育・保育施設の内訳には、施設型給付費の対象外となる区立認可保育所と区立認定こども園を含みます。

《年度中の整備計画》･･･年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
年度中整備																
特定地域型保育事業	小規模保育A型	0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※　２号：保育を必要とする３～５歳
※　３号：保育を必要とする０～２歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

■表の見方

単位：人

				令和2年度			令和3年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み（A）				7,626	5,504	1,087	7,445	5,349	1,055
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024
			認定こども園（区立）	186	84	0	186	84	0
			認定こども園（私立）	0	21	0	0	21	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	389	99	0	389	99
			小規模保育A型	0	A 253	89	0	C 266	95
			小規模保育B型	0	108	49	0	108	49
			小規模保育C型	－	－	－	－	－	－
			居宅訪問型保育	－	－	－	－	－	－
			事業所内保育	－	－	－	－	－	－
		認可保育施設	認証保育所	174	709	273	174	709	273
		認可外保育施設	公設民営認可外	71	56	6	71	56	6
	確保方策合計（B）			9,095	6,056	1,540	9,095	6,069	1,546
	過不足（C）＝（B）－（A）			1,469	552	453	1,650	720	491

			令和2年度			令和3年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備								
特定地域型保育事業	小規模保育A型		0	B 13	6	0	0	0
確保方策合計			0	13	6	0	0	0

A 年度当初定員（253） ＋ B 年度中に整備予定の定員（13） ＝C（266）

ウ　量の見込みと確保方策（提供区域別）

（ア）提供区域１（千住地域）

a　平成 31 年４月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	17 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	2 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	19 事業所
認証保育所	6 所
公設民営認可外	0 園

※　家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b　平成 31 年４月保育需要数（実績）

２号（３～５歳）	３号（１・２歳）	３号（０歳）
968 人	688 人	150 人

c　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○令和２年度～6 年度を通して、区域全体の定員は充足していますが、建設中の新築マンションからの局地的なニーズ上昇に対応するため、令和２年度中にマンション内に小規模保育１施設を整備する予定です。

○その後も、新たな大規模マンション開発が進む可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
量の見込み（A）				1,185	826	129	1,156	791	127	1,102	768	126	1,060	762	125	1,029	755	124
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,162	608	146	1,162	608	146	1,162	608	146	1,162	608	146	1,162	608	146
			認定こども園（区立）	65	33	0	65	33	0	65	33	0	0	0	0	0	0	0
			認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	33	0	65	33	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	43	15	0	43	15	0	43	15	0	43	15	0	43	15
			小規模保育A型	0	12	6	0	25	12	0	25	12	0	25	12	0	25	12
			小規模保育B型	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5
			小規模保育C型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			居宅訪問型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			事業所内保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

４　「教育・保育」の量の見込みと確保方策

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
確保方策	年度当初定員 認可外保育施設	認証保育所	28	136	61	28	136	61	28	136	61	28	136	61	28	136	61
		公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計（B）		1,255	842	233	1,255	855	239	1,255	855	239	1,255	855	239	1,255	855	239
	過不足（C）＝（B）－（A）		70	16	104	99	64	112	153	87	113	195	93	114	226	100	115

《年度中の整備計画》･･･年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
年度中整備																
特定地域型保育事業	小規模保育A型	0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※　２号：保育を必要とする３～５歳
※　３号：保育を必要とする０～２歳

（イ）提供区域２（綾瀬・佐野地域）

a　平成 31 年４月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	28 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	5 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	21 事業所
認証保育所	6 所
公設民営認可外	0 園

※　家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b　平成 31 年４月保育需要数（実績）

２号（３～５歳）	３号（１・２歳）	３号（０歳）
1,408 人	1,033 人	254 人

c　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○令和 2 年度～6 年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○新たな大規模マンション開発により、局地的に人口・保育ニーズが急増する可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
量の見込み（A）				1,514	1,097	242	1,479	1,071	234	1,445	1,040	232	1,413	1,019	225	1,375	1,003	220
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222
			認定こども園（区立）	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0
			認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	67	15	0	67	15	0	67	15	0	67	15	0	67	15
			小規模保育A型	0	49	23	0	49	23	0	49	23	0	49	23	0	49	23
			小規模保育B型	0	25	10	0	25	10	0	25	10	0	25	10	0	25	10
			小規模保育C型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			居宅訪問型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			事業所内保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	認証保育所	53	107	40	53	107	40	53	107	40	53	107	40	53	107	40
			公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計（B）			1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310
	過不足（C）＝（B）－（A）			290	65	68	325	91	76	359	122	78	391	143	85	429	159	90

※　２号：保育を必要とする３～５歳
※　３号：保育を必要とする０～２歳

（ウ）提供区域３（梅田・中央本町地域）

a　平成 31 年４月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	25 所
認定こども園（区立）	0 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	4 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	30 事業所
認証保育所	8 所
公設民営認可外	1 園

※　家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b　平成 31 年４月保育需要数（実績）

２号（３～５歳）	３号（１・２歳）	３号（０歳）
1,349 人	972 人	214 人

c　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○令和 2 年度～6 年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
量の見込み（A）				1,354	962	209	1,324	938	204	1,294	911	199	1,260	891	197	1,228	876	194
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,628	810	203	1,628	810	203	1,628	810	203	1,628	810	203	1,628	810	203
			認定こども園（区立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	76	19	0	76	19	0	76	19	0	76	19	0	76	19
			小規模保育A型	0	37	14	0	37	14	0	37	14	0	37	14	0	37	14
			小規模保育B型	0	13	6	0	13	6	0	13	6	0	13	6	0	13	6
			小規模保育C型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			居宅訪問型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			事業所内保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
確保方策	年度当初定員	認可外保育施設	認証保育所	17	144	53	17	144	53	17	144	53	17	144	53	17	144	53
			公設民営認可外	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6
	確保方策合計(B)			1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301
	過不足(C)＝(B)－(A)			291	140	92	321	164	97	351	191	102	385	211	104	417	226	107

※　２号：保育を必要とする３～５歳
※　３号：保育を必要とする０～２歳

（エ）提供区域４（竹の塚・六町地域）

a　平成 31 年４月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	30 所
認定こども園（区立）	0 園
認定こども園（私立）	1 園
小規模保育	10 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	38 事業所
認証保育所	10 所
公設民営認可外	0 園

※　家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b　平成 31 年４月保育需要数（実績）

２号（３～５歳）	３号（１・２歳）	３号（０歳）
1,831 人	1,326 人	280 人

c　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○令和 2 年度～6 年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
量の見込み（A）				1,758	1,285	273	1,713	1,249	264	1,673	1,211	259	1,628	1,179	254	1,581	1,158	250
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211
			認定こども園（区立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	86	27	0	86	27	0	86	27	0	86	27	0	86	27
			小規模保育A型	0	117	31	0	117	31	0	117	31	0	117	31	0	117	31
			小規模保育B型	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12
			小規模保育C型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			居宅訪問型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			事業所内保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	認証保育所	32	190	71	32	190	71	32	190	71	32	190	71	32	190	71
			公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計（B）			2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352
	過不足（C）＝（B）－（A）			379	202	79	424	238	88	464	276	93	509	308	98	556	329	102

※　２号：保育を必要とする３～５歳
※　３号：保育を必要とする０～２歳

（オ）提供区域５（江北・鹿浜・舎人地域）

a　平成 31 年４月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	27 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	3 園
小規模保育	4 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	34 事業所
認証保育所	4 所
公設民営認可外	0 園

※　家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b　平成 31 年４月保育需要数（実績）

２号（３～５歳）	３号（１・２歳）	３号（０歳）
1,512 人	1,110 人	245 人

c　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○令和 2 年度～6 年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
量の見込み（A）				1,568	1,131	205	1,541	1,101	198	1,498	1,066	196	1,457	1,042	190	1,413	1,024	188
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,834	936	211	1,834	936	211	1,834	936	211	1,834	936	211	1,834	936	211
			認定こども園（区立）	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0
			認定こども園（私立）	0	21	0	0	21	0	0	21	0	0	21	0	0	21	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	109	18	0	109	18	0	109	18	0	109	18	0	109	18
			小規模保育A型	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12
			小規模保育B型	0	23	11	0	23	11	0	23	11	0	23	11	0	23	11
			小規模保育C型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			居宅訪問型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			事業所内保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
確保方策	年度当初定員	認可外保育施設	認証保育所	41	108	35	41	108	35	41	108	35	41	108	35	41	108	35
			公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)			1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287
	過不足(C)＝(B)－(A)			379	116	82	406	146	89	449	181	91	490	205	97	534	223	99

※　２号：保育を必要とする３～５歳
※　３号：保育を必要とする０～２歳

（カ）提供区域６（新田地域）

a　平成 31 年４月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	5 所
認定こども園（区立）	0 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	2 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	5 事業所
認証保育所	1 所
公設民営認可外	2 園

※　家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b　平成 31 年４月保育需要数（実績）

２号（３～５歳）	３号（１・２歳）	３号（０歳）
275 人	206 人	33 人

c　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○令和 2 年度～6 年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○近年、就学前児童の人口が大きく減少しているため※、区立保育施設の更新の際に、必要な定員を確保した上で保育供給量を調整することを検討します。

※平成 27 年４月１日　1,378 人 ➡ 平成 31 年４月１日　1,078 人

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳	2号保育	3号1･2歳	3号0歳
量の見込み（A）				247	203	29	231	199	28	224	196	28	219	192	28	214	190	27
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	233	127	31	233	127	31	233	127	31	233	127	31	233	127	31
			認定こども園（区立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	8	5	0	8	5	0	8	5	0	8	5	0	8	5
			小規模保育A型	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3
			小規模保育B型	0	11	5	0	11	5	0	11	5	0	11	5	0	11	5
			小規模保育C型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			居宅訪問型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			事業所内保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	認証保育所	3	24	13	3	24	13	3	24	13	3	24	13	3	24	13
			公設民営認可外	71	34	0	71	34	0	71	34	0	71	34	0	71	34	0
	確保方策合計（B）			307	216	57	307	216	57	307	216	57	307	216	57	307	216	57
	過不足（C）＝（B）－（A）			60	13	28	76	17	29	83	20	29	88	24	29	93	26	30

※　２号：保育を必要とする３～５歳
※　３号：保育を必要とする０～２歳

５　「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

（１）放課後児童健全育成事業（学童保育室）

ア　施設の概要

○学童保育は、保護者が就労等により保育ができない家庭の小学校 6 年生までの児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度の状況（平成 31 年４月１日現在）

	室　　数	受入可能数※	入室者数
学童保育室	114 室	5,032 人	4,768 人

※　受入可能数とは、学童保育室の定員に、定員の弾力化分として定員の一割程度の人数を加えたものです。

イ　学童保育室における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

（ア）学童保育室は保育園と異なり、小学生が徒歩にて１人で通える範囲内での利用になるため、利用可能な範囲がほぼ限定されてしまい、小学校の通学区域程度の広さが利用に適した範囲になっています。

○このたびのニーズ調査で把握した量の見込みを確保するにあたり、区全体の６区域を、さらに 33 地区に細分化したうえで地区ごとに需要を分析した結果、既にニーズを満たしている区域であっても、上記の利用に適した範囲において、確保方策を上回る需要が見込まれる場合には学童保育室を整備していきます。

○整備手法としては、基本的には小学校の改築時等において、学校内に学童保育室を増設することにしますが、それ以外の場合は、民設学童保育室の誘致を中心として整備を行っていきます。

○児童館特例利用[8]やあだち放課後子ども教室などの情報を積極的に案内し、各家庭の事情に合わせた放課後の居場所を提供していきます。

（イ）放課後等の居場所の選択肢が多様化しているにもかかわらず、学童保育室への入室申請数は、毎年伸び続けています。

一方では、様々な理由により年度途中で学童保育室を退室する児童が、年間約 700 名いることも勘案しつつ、個別の実施計画である「足立区学童保育室整備計画」をたて、必要な地区に整備を行い、「量の見込み」の確保を図っていきます。

8　小学校から一旦帰宅せずに、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる制度のことです（登録制）。

（ウ）「量の見込み」が学童保育室の定員を大きく下回り、今後においても明らかに減少が見込まれる地区については、定員や配置の見直し等の検討を行っていきます。

（参考）

平成 30 年度の実績（下表）を見ると、高学年における「量の見込み」が実績より１千人以上多く見込まれていたものの、学童保育室の定員や定数弾力化については、「量の見込み」と実績がほぼ同等の数値になっており、概ね計画どおりに確保方策を実施することができました。

平成 30 年度の「量の見込み」と実績　　単位：人

区全域				見込み	実　績
量の見込み			低学年	4,254	4,514
			高学年	1,685	638
			合計Ａ	5,939	5,152
確保方策	前年度中整備	①年度当初定員		4,625	4,544
		②定数見直し・増室		80	97
		合計（①＋②）		4,705	4,641
	その他	③定数弾力化運用		341	365
		児童館特例利用	④5・6 年生	673	137
			⑤1～4 年生	247	1,587
過不足 （（①＋②＋③＋④＋⑤））－Ａ				27	1,578

ウ　量の見込みと確保方策（区全域）

区全域では小学校が 69 校、学童保育室が 114 室あります。

○令和２年度以降、「量の見込み」が受入可能数を大きく上回っているため、今後、受入可能数の増員が必要になりますが、計画最終年度の令和６年度の「量の見込み」に合わせて受入可能数を増員していきます。

○具体的には、令和２年度当初（令和元年度中に整備）に提供区域１、４ において計 90 名の増員をします。さらに、令和３年度に提供区域１、２、４において計 120 名の増員、令和４年度に提供区域２、３、５において計 130 名の増員、令和５年度に提供区域１、３、５において計 90 名の増員、令和６年度に提供区域１、４、５において計 90 名の増員を行います。

○「平成 31 年度 学童保育室待機児童緊急対策」に基づく、提供区域１、４における令和２年度当初の計 90 名の増員に加え、本計画期間内において、民設学童保育室の誘致や小学校内への新設等により、受入可能数 430 名の増員分を整備します。

【 区全域 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5,839	5,793	5,698	5,599	5,481
低学年※	4,770	4,725	4,632	4,523	4,413
高学年※	1,069	1,068	1,066	1,076	1,068
確保方策					
年度当初受入可能数	5,122	5,242	5,372	5,462	5,552
児童館特例利用登録数	961	855	710	591	458
確保方策合計（B）	6,083	6,097	6,082	6,053	6,010
過不足（C）＝（B）－（A）	244	304	384	454	529

※　低学年…１年生～３年生
※　高学年…４年生～６年生

《年度中の整備計画》･･･年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室･定員見直し	120	130	90	90	0

エ　量の見込みと確保方策（提供区域別）

（ア）提供区域１（千住地域）

a　令和元年度の状況（平成 31 年４月１日現在）

	室　数	受入可能数	入室者数
学童保育室	12 室	530 人	530 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が６校、学童保育室が１２室あります。

○平成 31 年４月当初における入室児童数は、区域内全ての学童保育室で受入可能数が充足しています。

○千住大橋駅周辺、千住曙町、北千住駅東口等において人口増が見込まれるなど需要数の増加が予測されます。

○「平成 31 年度 学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和２年度当初に学童保育室（受入可能数 30 名）を開設することに加え、本計画期間中に民設学童保育室の誘致等により受入可能数 110 名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	889	912	930	928	913
低学年	734	749	759	745	727
高学年	155	163	171	183	186
確保方策					
年度当初受入可能数	560	610	610	640	670
児童館特例利用登録数	329	302	320	288	243
確保方策合計（B）	889	912	930	928	913
過不足（C）＝（B）－（A）	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》･･･年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室･定員見直し	50	0	30	30	0

（イ）提供区域２（綾瀬・佐野地域）

a　令和元年度の状況（平成 31 年４月１日現在）

	室　数	受入可能数	入室者数
学童保育室	21 室	909 人	868 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が 12 校、学童保育室が 21 室あります。

〇区域全体では、受入可能数が「量の見込み」を大きく上回っており、このままでは、今後、定員割れになると予測されます。

〇区域をより細分化した地区で詳細に分析した結果、区域内の一部の地区においては、地下鉄千代田線北綾瀬駅までの直通運転の開始や綾瀬駅前の商業施設跡地開発等により人口増が見込まれます。

〇同地区では申請率の上昇も予測されるため、小学校内への新設や民設学童保育室の誘致等により、受入可能数 80 名の増員分を整備します。

〇大きく定員割れが発生している学童保育室については、定員の見直し等の検討を行っていきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	748	746	740	730	714
低学年	691	691	686	677	661
高学年	57	55	54	53	53
確保方策					
年度当初受入可能数	909	939	989	989	989
児童館特例利用登録数	0	0	0	0	0
確保方策合計（B）	909	939	989	989	989
過不足（C）＝（B）－（A）	161	193	249	259	275

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	30	50	0	0	0

（ウ）提供区域３（梅田・中央本町地域）

a　令和元年度の状況（平成 31 年４月１日現在）

	室　数	受入可能数	入室者数
学童保育室	19 室	838 人	809 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が 11 校、学童保育室が 19 室あります。

〇西新井駅、梅島駅周辺の大型マンション建設による人口増の影響が続いており、今後も学齢人口の微増状態が維持される見込みであること、そして、足立小学校周辺において慢性的に需要数が多い状態にあることから、民設学童保育室の誘致などにより受入可能数 60 名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,081	1,080	1,064	1,054	1,034
低学年	872	867	850	841	823
高学年	209	213	214	213	211
確保方策					
年度当初受入可能数	838	838	868	898	898
児童館特例利用登録数	243	242	196	156	136
確保方策合計（B）	1,081	1,080	1,064	1,054	1,034
過不足（C）＝（B）－（A）	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	0	30	30	0	0

（エ）提供区域４（竹の塚・六町地域）

a　令和元年度の状況（平成 31 年４月１日現在）

	室　数	受入可能数	入室者数
学童保育室	30 室	1,343 人	1,275 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が 20 校、学童保育室が 30 室あります。

○つくばエクスプレス沿線の開発等に伴う需要増に加え、伊興地区における住宅建設の増加などにより需要数が急増している状況にあり、今後も需要数が大きく減少する傾向にはありません。

○「平成 31 年度 学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和２年度当初に学童保育室２室（受入可能数計 60 名）を開設することに加え、本計画期間中に民設学童保育室の誘致等により、受入可能数 70 名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,708	1,681	1,633	1,590	1,552
低学年	1,365	1,341	1,293	1,246	1,213
高学年	343	340	340	344	339
確保方策					
年度当初受入可能数	1,403	1,443	1,443	1,443	1,473
児童館特例利用登録数	305	238	190	147	79
確保方策合計（B）	1,708	1,681	1,633	1,590	1,552
過不足（C）＝（B）－（A）	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	40	0	0	30	0

（オ）提供区域５（江北・鹿浜・舎人地域）

a　令和元年度の状況（平成 31 年４月１日現在）

	室　数	受入可能数	入室者数
学童保育室	25 室	1,066 人	999 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が 19 校、学童保育室が 25 室あります。

〇本計画期間中に統合新校が２校開校することになっており、新校での学童保育の需要喚起が見込まれることから、小学校内への新設を検討します。

〇他の地区への流出が難しい江南地区において、慢性的な需要過多が今後も続くことが予測されています。

〇このことから、小学校内への新設、民設学童保育室の誘致等により受入可能数 110 名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,150	1,139	1,120	1,107	1,092
低学年	886	881	868	858	843
高学年	264	258	252	249	249
確保方策					
年度当初受入可能数	1,066	1,066	1,116	1,146	1,176
児童館特例利用登録数	84	73	4	0	0
確保方策合計（B）	1,150	1,139	1,120	1,146	1,176
過不足（C）＝（B）－（A）	0	0	0	39	84

《年度中の整備計画》･･･年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室･定員見直し	0	50	30	30	0

（カ）提供区域６（新田地域）

a　令和元年度の状況（平成 31 年４月１日現在）

	室　数	受入可能数	入室者数
学童保育室	7 室	346 人	287 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が１校、学童保育室が７室あります。

〇これまでの大規模開発等に伴う人口増による学童保育需要は充足しており、受入可能数が需要数を大幅に上回っている状況です。

〇今後は区域全体において、需要数が減少していくことが予測されるため、受入可能数の増員は行いません。

〇大きく定員割れが発生している学童保育室については、定員や配置の見直し等の検討を行っていきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	263	235	211	190	176
低学年	222	196	176	156	146
高学年	41	39	35	34	30
確保方策					
年度当初受入可能数	346	346	346	346	346
児童館特例利用登録数	0	0	0	0	0
確保方策合計（B）	346	346	346	346	346
過不足（C）＝（B）－（A）	83	111	135	156	170

オ　「新・足立区放課後子ども総合プラン」(令和２年２月策定)

平成 30 年９月、厚生労働省と文部科学省は、共働き家庭等の「小１の壁」[9]を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「一体型」[10]を中心とした「学童保育室」及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」の計画的整備等を進めるため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これを受け、足立区でも平成 28 年３月に策定した「足立区放課後子ども総合プラン」の取り組みを検証するとともに、国のプランとの整合を図り、令和２年２月に、学童保育室と放課後子ども教室に係る行動計画として『新・足立区放課後子ども総合プラン』を策定しました。一体型を中心とした学童保育室と放課後子ども教室の事業目標や連携、特別な配慮を必要とする児童への対応などの具体的な方策を定めました。『新・足立区放課後子ども総合プラン』の具体的な内容は、第６章　資料編 149 ページに掲載しています。

9　子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育室に希望どおり入室できなかったり、保育時間が保育園より短いために、保護者が働き方を見直さなければならないことをいう。

10　学童保育室と放課後子ども教室を同一の小学校内等で実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

（２）子育てサロン事業

ア　事業の概要

子育てサロン事業は、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊び、利用者同士の交流やスタッフへの相談を行うことなどを通じて、子育てに伴う不安や負担の軽減と育児の孤立防止を図ることにより、健全な子育てを応援している事業です。

【平成 30 年度の利用実績】

	施設数	延べ利用人数（平成 30 年度）
子育てサロン	64 か所	435,124 人回/年 （平成 29 年度　396,504 人回/年）

イ　子育てサロンの現状と今後の機能・役割

○育児休業中や、教育・保育事業利用の待機中での利用者が多くなっています。

○土・日曜日の開設により、父親等の利用も増えています。

○単独型子育てサロンの 12 か所は、有資格のスタッフが常駐して、相談や子育て情報の提供、子育ての仲間づくりの支援等を行っています。

○単独型子育てサロンにおいては、父親等の育児参加やプレママ・プレパパの利用促進にも力を入れています。

○児童館子育てサロンは、区内の身近な地域に 52 か所あり、親子や子育ての仲間同士とゆったり過ごせる居場所を提供しています。

➡利用者に応じた３タイプの機能・役割

今後は、「足立区子育てサロン整備計画」に基づき、子育てサロン全体の再配置も含めて、それぞれの特色を活かした「商業施設等内の子育てサロン」「単独型子育てサロン」「児童館子育てサロン」を機能別に提供し、利用者に応じた３タイプの役割分担を行っていきます。

子育てサロンの利用者に応じた３タイプの役割

◆商業施設等内の子育てサロン【気づき（発見）】

- 相談に行き難いと感じている親も利用しやすい環境をつくる。
- 子育てについての問題を抱えてはいるが、自覚していない保護者を取り込む。
- 単独型子育てサロンや保健センター等の関係機関につなぐ。
- 父親等の育児参加や、プレママ・プレパパの利用の促進を図る。
- 専門的な相談に応じられる専門職や、リスクや問題を発見し、対応できるスキルを持つスタッフを配置する。

◆単独型子育てサロン【寄り添い（解決）】

- 子育てについての問題を自覚しており、解決したい、解決方法を知りたい保護者に対応する。
- 問題が解決したら、身近な児童館での利用につなぐ。
- 利用者の利用目的を見極め、利用者に寄り添った相談や対応ができるスタッフを配置する。

◆児童館子育てサロン【居場所（自立）】

- ママ友同士の集まりや、居場所をもとめている保護者に場を提供する。
- 必要な支援に応じて、専門スタッフがいる単独型子育てサロンにつなぐ。

【位置付けと事業内容】

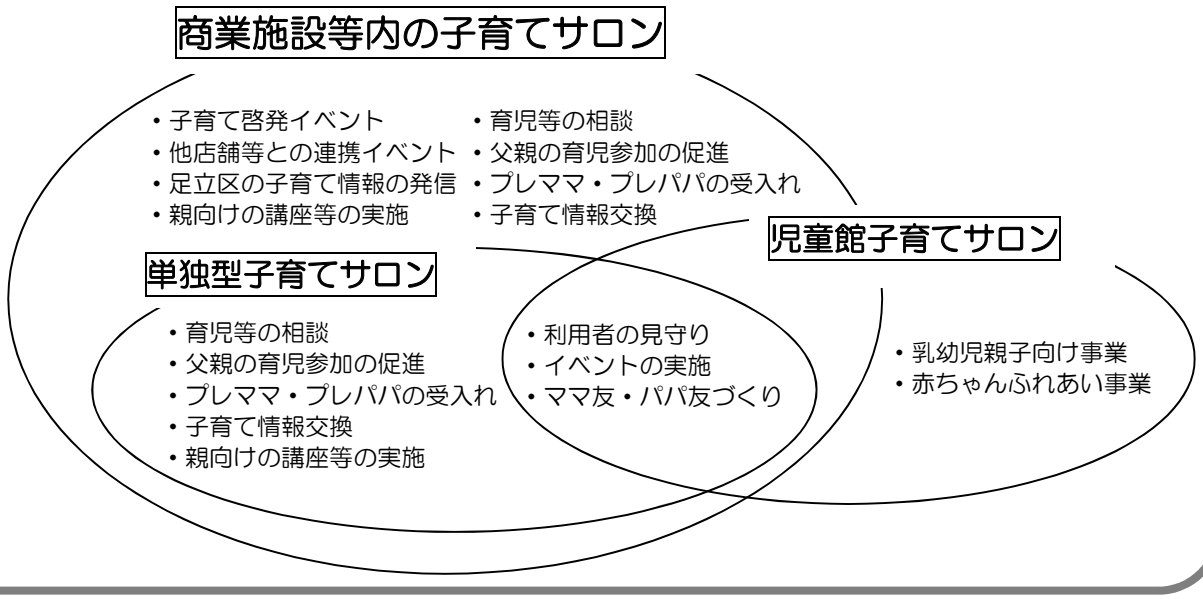

ウ　子育てサロンにおける量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

子育てサロン全体では、量の見込みに対して、本計画期間内に十分な定員を確保できる状況にあります。しかし、以下のような子育てサロンに対するニーズや子育て家庭の状況を踏まえ、利用者に応じた機能別のサロンを提供していくことで、支援を要する家庭の利用を高める必要があります。

○平成 30 年度のニーズ調査の結果を見ると、教育・保育事業の利用希望年齢は、３歳（44.8%）が最も多い一方で、子育てサロンの利用年齢は、０歳が最も多く、次いで１歳、２歳となっています。また、０歳の半数近く、０～３歳の４人に１人は、今後子育てサロンを利用したい、利用を増やしたいという意向があります。

○平日の定期的な教育・保育事業の利用割合が前回調査（平成 25 年度）から 8.5 ポイント増加しており、母親が就労していない家庭が 14.3 ポイント減少しているなか、子育てサロンの利用は 1.3 ポイントの微増となっています。

○妊娠時、困ったときに助けがない人や、居住６か月未満の人は増加しています。さらに、子育てを負担に感じたりイライラしたりする人も増えています。

➡子育てサロン全体では、量の見込みに対して定員の確保は十分にありますが、商業施設等内及び単独型子育てサロンと児童館子育てサロンとでは、役割は大きく違い、事業内容も異なっています。

➡土・日曜日の開設が施設的な制約からできないところも、父親等の育児参加を促進するため、移転などを機に土・日曜日の開設を図っていきます（P119 参照）。

➡参考として、商業施設等内及び単独型子育てサロン（以下、エ　量の見込みと確保方策内では「単独」という）と児童館子育てサロン（以下、エ　量の見込みと確保方策内では「児童館」という）とを分けた確保方策も再掲で示します。

➡子育てサロンの再配置は、各地域のエリアデザイン等、まちづくりの計画により変動するため、具体的な整備時期については、本計画では明記せず、個別の実施計画である「足立区子育てサロン整備計画」の中で、示していきます。

エ　量の見込みと確保方策（区全域）

【 区全域 】

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	65	65	65	65	65
量の見込み（A）	285,763	277,388	270,862	265,575	261,758
確保方策 （年度当初定員）（B）	469,057	469,057	469,057	475,439	475,439
過不足（C）＝（B）－（A）	183,294	191,669	198,195	209,864	213,681

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備	0	0	6,382	0	0

※　量の見込みについては、区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

〈再掲〉

	種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
確保方策	単独	256, 342	256, 342	256, 342	262, 724	262, 724
	児童館	212, 715	212, 715	212, 715	212, 715	212, 715

オ　量の見込みと確保方策（提供区域別）

（ア）提供区域１（千住地域）

a　平成 30 年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	6 か所	79, 486 人回/年

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

〇量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	6	6	6	6	6
量の見込み(A)	62,939	60,990	59,612	59,040	58,570
確保方策 (年度当初定員)(B)	64,834	64,834	64,834	64,834	64,834
過不足(C)＝(B)－(A)	1,895	3,844	5,222	5,794	6,264

〈再掲〉

	種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
確保方策	単独	45, 386	45, 386	45, 386	45, 386	45, 386
	児童館	19, 448	19, 448	19, 448	19, 448	19, 448

（イ）提供区域２（綾瀬・佐野地域）

a　平成 30 年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	12 か所	64, 416 人回/年

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○現在の子育てサロン綾瀬は狭小のため、綾瀬地域に「商業施設等内の子育てサロン」として移転を検討します。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	12	12	12	12	12
量の見込み(A)	55,042	53,492	52,364	51,175	50,257
確保方策 (年度当初定員)(B)	61,234	61,234	61,234	61,234	61,234
過不足(C)＝(B)－(A)	6,192	7,742	8,870	10,059	10,977

〈再掲〉

	種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
確保方策	単独	24, 925	24, 925	24, 925	24, 925	24, 925
	児童館	36, 309	36, 309	36, 309	36, 309	36, 309

（ウ）提供区域３（梅田・中央本町地域）

a　平成 30 年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	11 か所	49, 254 人回/年

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	11	11	11	11	11
量の見込み(A)	46,141	44,909	43,756	42,873	42,201
確保方策 (年度当初定員)(B)	76,700	76,700	76,700	76,700	76,700
過不足(C)＝(B)－(A)	30,559	31,791	32,944	33,827	34,499

〈再掲〉

	種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
確保方策	単独	33, 380	33, 380	33, 380	33, 380	33, 380
	児童館	43, 320	43, 320	43, 320	43, 320	43, 320

（エ）提供区域４（竹の塚・六町地域）

a　平成 30 年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	19 か所	167,108 人回/年

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○子育てサロン竹の塚は狭小のため、竹ノ塚駅の高架化に伴い、高架下等に移転することを検討しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	19	19	19	19	19
量の見込み（A）	66,683	64,640	62,919	61,430	60,372
確保方策（年度当初定員）（B）	164,128	164,128	164,128	164,128	164,128
過不足（C）＝（B）－（A）	97,445	99,488	101,209	102,698	103,756

〈再掲〉

	種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
確保方策	単独	105,800	105,800	105,800	105,800	105,800
	児童館	58,328	58,328	58,328	58,328	58,328

（オ）提供区域５（江北・鹿浜・舎人地域）

a　平成 30 年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	14 か所	65,592 人回/年

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○上沼田保育園内にある子育てサロン上沼田を、（仮称）江北健康づくりセンター内に移転し、「単独」の役割である父親等の育児参加を促進するため、土・日曜日も開設します（令和４年度の年度中整備に反映）。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	14	14	14	14	14
量の見込み（A）	41,412	40,114	39,179	38,206	37,596
確保方策（年度当初定員）（B）	73,367	73,367	73,367	79,749	79,749
過不足（C）＝（B）－（A）	31,955	33,253	34,188	41,543	42,153

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備	0	0	6,382	0	0

〈再掲〉

	種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
確保方策	単独	20, 697	20, 697	20, 697	27, 079	27, 079
	児童館	52, 670	52, 670	52, 670	52, 670	52, 670

（カ）提供区域６（新田地域）

a　平成 30 年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	2 か所	9, 268 人回/年

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	3	3	3	3	3
量の見込み（A）	13,546	13,243	13,032	12,851	12,762
確保方策（年度当初定員）（B）	28,794	28,794	28,794	28,794	28,794
過不足（C）＝（B）－（A）	15,248	15,551	15,762	15,943	16,032

〈再掲〉

	種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
確保方策	単独	26, 154	26, 154	26, 154	26, 154	26, 154
	児童館	2, 640	2, 640	2, 640	2, 640	2, 640

（３）平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）

ア　事業の概要

○認可保育所の中には、保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、基本の保育時間（18時 30 分まで）以外に保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施している園があります。また、 認証保育所や私立認定こども園についても、18 時 30 分より開所時間を長く設定している園については、本事業に位置付けます。

【平成 30 年度実績】

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	102 園	3, 728 人
認証保育所	29 園	272 人
私立認定こども園	3 園	110 人

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。

○国の手引きの考えでは、延長保育の量の見込み・確保方策について「時間別」の概念はなく、この考えに従えば令和２年度当初の整備量（＝預かり終了時間が「１９時以降」の施設の定員数）をもって既に量の見込みを上回っており、量的には確保されています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	3,267	3,178	3,097	3,025	2,955
確保方策(B)	13,682	13,682	13,682	13,682	13,682
過不足(C)＝(B)－(A)	10,415	10,504	10,585	10,657	10,727

○足立区としては、より詳細にニーズを把握すべく「時間別」の延長保育ニーズについても分析しました。

○時間別、エリア別の分析結果は次ページ「ウ　量の見込みと確保方策（提供区域別）」のとおりとなり、２１時までの供給量についても確保されています。

ウ　量の見込みと確保方策（提供区域別）

（ア）提供区域１（千住地域）

a　平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	14 園	606 人
認証保育所	4 園	31 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（A）	19 時まで	442	430	415	405	397
	20 時まで	43	42	40	39	39
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	485	472	455	444	436
確保方策（B）	19 時まで	－	－	－	－	－
	20 時まで	291	291	291	291	291
	21 時まで	1,782	1,782	1,782	1,782	1,782
過不足（C）＝（B）-（A）	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

（イ）提供区域２（綾瀬・佐野地域）

a　平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	20 園	733 人
認証保育所	5 園	55 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（A）	19 時まで	512	499	489	478	467
	20 時まで	104	102	100	98	95
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	616	601	589	576	562
確保方策（B）	19 時まで	－	－	－	－	－
	20 時まで	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
	21 時まで	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686
過不足（C）＝（B）-（A）	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

（ウ）提供区域３（梅田・中央本町地域）

a　平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	22 園	775 人
認証保育所	6 園	56 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（A）	19 時まで	487	475	463	453	443
	20 時まで	130	127	124	121	118
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	617	602	587	574	561
確保方策（B）	19 時まで	110	110	110	110	110
	20 時まで	875	875	875	875	875
	21 時まで	1,543	1,543	1,543	1,543	1,543
	21 時以降	24	24	24	24	24
過不足（C）＝（B）-（A）	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

（エ）提供区域４（竹の塚・六町地域）

a　平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	21 園	770 人
認証保育所	10 園	107 人
私立認定こども園	1 園	56 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（A）	19 時まで	507	494	481	469	458
	20 時まで	50	49	48	47	46
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	557	543	529	516	504
確保方策（B）	19 時まで	136	136	136	136	136
	20 時まで	342	342	342	342	342
	21 時まで	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438
過不足（C）＝（B）-（A）	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

（オ）提供区域５（江北・鹿浜・舎人地域）

a　平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	19 園	627 人
認証保育所	3 園	20 人
私立認定こども園	2 園	54 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（A）	19 時まで	386	376	366	358	349
	20 時まで	103	100	97	95	93
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	489	476	463	453	442
確保方策（B）	19 時まで	160	160	160	160	160
	20 時まで	845	845	845	845	845
	21 時まで	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
過不足（C）＝(B)-(A)	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

（カ）提供区域６（新田地域）

a　平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	6 園	217 人
認証保育所	1 園	3 人

b　令和２年度～６年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（A）	19 時まで	103	97	96	94	92
	20 時まで	14	13	13	13	12
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	117	110	109	107	104
確保方策（B）	19 時まで	－	－	－	－	－
	20 時まで	322	322	322	322	322
	21 時まで	127	127	127	127	127
過不足（C）＝（B）-（A）	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

《参考》区域別の 21 時以降のニーズについて

21 時以降のニーズ調査結果による量の見込みは以下のとおりとなっています。ただし、調査回答の際に、希望の延長保育時間を 24 時間単位で回答していただくところ、12 時間単位で回答された可能性の高いケースが多く（9 割弱）、適正な見込みが把握できないため、21 時以降のニーズは、参考表記とします。

しかしながら一定のニーズは見込まれるため、今後は民間のベビーホテル等の活用状況を把握しながら、必要に応じて 21 時以降の延長保育について検討していきます。

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
21 時以降の量の見込み	区全域	386	374	365	355	346

（４－１）【幼稚園在園児】一時預かり等の利用

ア　事業の概要

○保護者の希望に応じて、平日（月曜日～金曜日）の４時間を標準とする私立幼稚園・区立認定こども園の教育時間の前後や土曜、長期休暇期間中（春・夏・冬）に、幼稚園での一時預かりを実施しています。

【平成 30 年度実績】

	実施園数	延べ利用人数
私立幼稚園・区立認定こども園	54 園	270,548 人日/年

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。

○平成 30 年度に実施したニーズ調査によると、現在の預かり保育の受入れ可能人数をもって、量の見込みに対して、既に十分な供給量が確保されています。

○現在の各園における預かり保育の取り組みが後退しないよう、一時預かり事業（幼稚園型）の制度充実を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	381,536	372,694	362,878	353,066	343,071
1号認定	57,776	56,387	54,888	53,393	51,890
2号認定	323,760	316,307	307,990	299,673	291,181
確保方策（B）	491,953	491,953	491,953	491,953	491,953
過不足（C）＝（B）－（A）	110,417	119,259	129,075	138,887	148,882

（４－２）【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用

ア　事業の概要

○保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず一時的に保育施設に預けられるものです。

○認可保育所、認証保育所などの保育施設に預けられるもののほか、利用者宅や支援者宅で一時的な預かりを行う子ども預かり・送迎支援事業などがあります。

【平成 30 年度実績】

	実施か所数	延べ利用人数
一時預かり事業（認可保育所）	22 所	4,365 人日/年
認証保育所・小規模保育	49 所	2,119 人日/年
子育てサロン西新井	1 所	846 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業	－	16,371 人日/年
派遣型トワイライトステイ	－	3,878 人日/年

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。

○量の見込みに対して、既に十分な供給量が確保されています。

○認可保育所における一時預かりを継続していきます。

○区が子ども預かり・送迎支援事業の子育てホームサポーター養成講座を実施し、子育てホームサポーターの確保とサービスの質の向上を図っていきます。

○社会福祉協議会がファミリー・サポート・センター事業の提供会員向けの研修を実施し、提供会員の確保とサービスの質の向上を図っていきます。

○認証保育所や小規模保育においては、園児が定員を満たしている場合は一時預かりを利用できないなど、条件付きであるため、確保方策に組み入れないものとします。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	29,841	28,956	28,269	27,619	27,156
確保方策					
一時預かり事業（認可保育所）	21,597	21,597	21,009	20,421	20,421
子育てサロン西新井	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344
ファミサポ/子ども預かり・送迎支援事業	26,945	24,704	22,718	20,903	19,257
派遣型トワイライトステイ	3,256	2,776	2,367	2,011	1,708
確保方策合計（B）	53,142	50,421	47,438	44,679	42,730
過不足（C）＝（B）－（A）	23,301	21,465	19,169	17,060	15,574

《年度中の整備計画》･･･年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備					
一時預かり事業（認可保育所）		▲588	▲588		
子育てサロン西新井					
ファミサポ/子ども預かり・送迎支援事業	▲2,241	▲1,986	▲1,815	▲1,646	▲1,478
派遣型トワイライトステイ	▲480	▲409	▲356	▲303	▲248
確保方策合計	▲2,721	▲2,983	▲2,759	▲1,949	▲1,726

※　ファミサポ（ファミリー・サポート・センター事業）とは、地域において子育てを援助したい提供会員と援助を受けたい利用会員を結びつける仕組みで、提供会員宅で子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。

※　子ども預かり・送迎支援事業とは、足立区が認定した子育てホームサポーターが自宅または子育てホームサポーター宅で、子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。

※　トワイライトステイとは、平日の夜間または休日に実施する子どもの一時的な預かり。

（５）こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）

ア　事業の概要

○保護者の病気や出産等で一時的に子どもの養育ができない時に、養育協力家庭宅または児童養護施設において、子どもを預かります。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数
養育協力家庭宅（在宅型）	0 人日/年
児童養護施設（施設型）	1,647 人日/年

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。

○量の見込みに対して、既に供給量は整備されています。

○児童養護施設とともに、引き続き養育在宅型による新たな養育協力家庭の獲得に努め、こどもショートステイ事業の充実を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,933	2,858	2,790	2,725	2,664
確保方策（B）	2,936	2,936	2,936	2,936	2,936
過不足（C）＝（B）－（A）	3	78	146	211	272

（６）ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業（小学生）

ア　事業の概要

○保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず、利用者宅または支援者宅で一時的な子どもの預かり等を実施しています。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数（小学生）
ファミリー・サポート・センター事業/ 子ども預かり・送迎支援事業（小学生）	9,556 名

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査によらず、過去の実績値を参考にして、量の見込みを算出しました。

○量の見込みに対して、既に十分な供給量が整備されています。

○区が子ども預かり・送迎支援事業の子育てホームサポーター養成講座を実施し、子育てホームサポーターの確保とサービスの質の向上を図っていきます。

○社会福祉協議会がファミリー・サポート・センター事業の提供会員向けの研修を実施し、提供会員の確保とサービスの質の向上を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	7,830	7,124	6,505	5,963	5,485
確保方策					
確保方策（B）	20,697	18,984	17,467	16,077	14,817
過不足（C）＝（B）－（A）	12,867	11,860	10,962	10,114	9,332

※　ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業における「就学児」と「未就学児」の需要総数に占める各年度の割合を平均し、小学生の量の見込みの算出に使用しました。さらに、過去の実績の動向から各事業の増減率（ファミリー・サポート・センターは対前年度比 1.6%減、子ども預かり・送迎支援事業は対前年度比 13%減）をもとに、各年度の見込みを算出しました。

（７）病気の際の対応

ア　事業の概要

○病気やケガの回復期の児童を預けられる病後児保育については、認可保育園２園があります。なお、平成 31 年２月より、東部地域病院内において、病児保育を開始しました。

○ベビーシッター事業者等が実施する在宅型の病児保育サービスを利用したときに、その料金の一部を助成する病児保育（在宅型）利用料金助成があります。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数
病後児保育（保育所）	213 人日/年
病児保育（東部地域病院内）	15 人日/年
病児保育（在宅型）利用料金助成	125 人日/年

※　病児保育（東部地域病院内）は平成 31 年２月から実施

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。

○量の見込みに対して、既に供給量は整備されています。

○病後児保育については、認可保育園２園での実施を継続していきます。

○病児保育は東部地域病院内病児保育の実施状況や、病児保育（在宅型）での今後の利用助成の状況を見ながら、支援を進めていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,859	2,783	2,713	2,647	2,590
確保方策					
公立保育園	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
私立保育園	972	972	972	972	972
病児保育（東部地域病院）	972	972	972	972	972
病児保育利用料金助成	146	146	146	146	146
確保方策合計（B）	3,266	3,266	3,266	3,266	3,266
過不足（C）＝（B）－（A）	407	483	553	619	676

（８）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

ア　事業の概要

〇子育てに関する相談を受け、専門機関や地域と連携・協力のもと、解決・支援にあたっています。

〇児童虐待や養育困難家庭に対応するための要保護児童対策地域協議会の開催や児童虐待予防の周知と啓発のための講座やキャンペーン等を実施しています。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数等
（ア）養育支援訪問事業	739 人日/年
（イ）要保護児童対策地域協議会の開催回数	237 回
（ウ）児童虐待予防講座の開催回数	11 回

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

（ア）養育支援訪問事業

単位：人日/年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	842	898	959	1,029	1,091
確保方策の考え方	〇引き続き、「預かり・送迎支援」及び「育児・家事支援」の訪問事業を、NPO法人への委託により支援の量を確保し、支援が必要な家庭に対する相談・支援を進めていきます。				

※　ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

→算出根拠：養育支援訪問事業は、預かり送迎、育児家事支援委託、などの養育支援訪問事業の各 30 年度実績を算出、利用数は相談件数の増減と関連付けられるので、過去５年の相談件数を見て増加率を算出し、今後の見込みに反映させました。

（イ）要保護児童対策地域協議会の開催

（ウ）児童虐待予防講座等の実施

単位：回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み					
要保護児童対策地域協議会の開催	271	290	310	332	355
児童虐待予防講座等の実施	13	13	13	13	13
確保方策の考え方	○要保護児童対策地域協議会地区連絡会（年 7 回）、虐待ケース調整会議（毎月１回）、及び個別会議（個別の要保護児童について関係する各機関の担当者が集まり開催）等により関係機関の連携強化を図り、支援を進めます。 ○児童虐待予防講座（NP 講座・イライラしない子育て講座）を継続実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。				

※　ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。
→算出根拠(イ)要保護児童対策地域協議会の開催数は相談件数の増減と関連付けられるので、ここ５年の相談件数を見て増加率を算出し、今後の見込みに反映させました。
(ウ)オレンジリボンキャンペーン、養育家庭体験発表会、養育家庭 PR パネル展示、ＮＰ講座、イライラしない子育て講座等（ＮＰ講座、イライラしない子育て講座は年数回の実施を見込む）
令和２年度以降は、回数に変更予定はないことから、同数としました。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

ア　事業の概要

○生後３か月までの乳児がいる全家庭を助産師・保健師が訪問し、新生児の発育・栄養状態、生活環境の確認や相談、育児に必要なアドバイスを行っています。また、子育て支援に関する情報提供や、母親のメンタルフォローの場にもなっています。

【平成 30 年度実績】

	訪問件数（割合）
乳児家庭全戸訪問事業	4,377 件（99.7%）

※　平成 30 年度内に出生した訪問希望者（訪問連絡票届出件数）に対する訪問指導件数・割合

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,300	4,100	4,100	4,000	3,900
確保方策の考え方	○実施体制：委託訪問指導員・保健師が自宅訪問 ○案内：訪問連絡票を母子健康手帳に綴じ込み、チラシを一緒に配布しています。訪問連絡票未提出者には電話や通知で勧奨を行い、今後も引き続き、訪問率向上に努めていきます。				

※　ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しています。
→算出根拠：人口推計の当年出生数×訪問率

（10）妊婦に対して健康診査を実施する事業

ア　事業の概要

〇妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下、未熟児出生防止に努めています。

【平成 30 年度実績】

	受診回数
妊婦健康診査	60,825 人回/年

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66,900	64,800	64,000	62,700	61,800
確保方策の考え方	〇実施場所：都内委託医療機関、里帰り等助成（都外医療機関・助産所） 〇検査項目・実施回数：妊婦健診全 14 回／超音波検査 2 回 ／子宮頸がん検診 1 回 〇案内：妊娠届出及び妊婦訪問時に妊婦健診の受診勧奨を、今後も引き続き実施していきます。				

※　ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しています。
→算出根拠：（人口推計の当年出生数×１．１５）×平均受診回数１２回

（11）利用者支援に関する事業

ア　事業の概要

〇子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〇合わせて、妊娠期から子育て期の妊産婦に、保健師等がきめ細やかに指導や相談・助言等の支援を行い、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進しています。

イ　量の見込みと確保方策（区全域）

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	6	6	6	6	6
確保方策の考え方	○既に子ども施設入園課窓口での相談や子育てサロン等での出張相談の体制を構築しています。 ○今後も引き続き実施し、より適切で的確な保育サービス、子育てサービス等の選択、利用につながるよう支援していきます。 ○保健予防課と各保健センター等での「あだちスマイルママ＆エンジェルプロジェクト（ASMAP）」において、妊娠届出書の内容から支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を今後も引き続き、行っていきます。 ○関係機関と連携することで育児不安や生活上の困難な状況も改善していきます。				

※　ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア　事業の概要

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

イ　確保方策（区全域）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,129	1,102	1,073	1,043	1,014
確保方策の考え方	○幼稚園等に在園する児童の保護者が、園に対して支払うべき給食費・教材費等の実費の一部について、低所得世帯・多子世帯を対象として補助します。				

※　ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ア　新規参入施設等への巡回支援

（ア）事業の概要

〇教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

（イ）確保方策（区全域）

〇保育施設は、新規参入（令和２年度に認可保育所２園）を含む開設１年目の施設に対して、区の保育士が月１回以上巡回し、重点的な支援を実施しています。

〇その他の事業では新規参入の予定はありません。

〇事業者の公募などにより新規参入があった場合、個々の状況に応じて適切な支援を実施していきます。

イ　認定こども園特別支援教育・保育経費

（ア）事業の概要

〇私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

（イ）確保方策（区全域）

〇事業の実施にあたっては、私学助成等による支援内容を踏まえて検討していきます。